

一般社団法人日本建築学会東北支部青森支所規約

昭和32年 2月 1日決定

平成24年 11月 26日改正

- 第1条** この支所は、一般社団法人日本建築学会東北支部青森支所という。
- 第2条** この支所の事務所は、青森市安方2-9-13 一般社団法人青森県建築士会内に置く。
- 第3条** この支所は、青森県に在住する一般社団法人日本建築学会の会員をもって構成する。
- 第4条** この支所は、一般社団法人日本建築学会東北支部規程に規定する目的ならびに事業に準拠して必要な事業を行う。
- 第5条** この支所には、次の支所役員を置く。
- | | |
|-----|-----|
| 支所長 | 1名 |
| 幹事長 | 1名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |
- 第6条** 支所役員は、次の各号の職務を行う。
- (1) 支所長は、支所を代表し、会務を掌理し、支所役員会の議長となる。
 - (2) 幹事は、支所長を補佐して会務を処理し、幹事長はその総括を行う。
 - (3) 監事は、支所の財産の状況及び業務執行の状況を監査し、執行に不正のあることを発見したときは支所役員会に報告する。
- 第7条** 支所長は、青森県に在住する支部正会員の中から、支部役員会の承認を得て支部長が委嘱する。
- 2 幹事長、幹事及び監事は、支所役員会の推薦により、青森県に在住する支部正会員の中から、支所長が委嘱する。
- 第8条** 支所役員の任期は2か年とし、4月に始まり翌々年3月に終わる。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 支所役員は、その任期満了後でも後任者の就任までは、なおその職務を行う。
- 第9条** 支所役員が欠けたときは、第7条に準じて補充する。
- 第10条** この支所の運営のために支所役員会を開催する。また支所役員会において必要と認めたときは、支所全員協議会を開催することができる。
- 2 支所役員会をもって、この支所の議決執行機関とする。
 - 3 支所役員会は、支所長、幹事長及び幹事をもって構成する。
 - 4 監事は、支所役員会に出席して意見を述べることができる。
- 第11条** 支所役員会は、支所長が必要と認めたときに招集して開く。
- 第12条** 支所役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。

第13条 この支所の経費は、支部よりの交付金、寄付金およびその他の収入で支弁する。

第14条 この支所の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

第15条 この支所の収支予算・収支決算は、支部役員会の承認を経なければならない。

2 支所は毎年2月15日までに、次年度の収支予算を、また、毎年4月15日までに前年度の事業ならびに収支決算報告書を支部に提出しなければならない。

第16条 この規約を変更する場合には、支部の承認を得なければならない。

第17条 支所長は、支部役員会に出席して意見を述べることができる。

第18条 この規約で特に明示していない事項は、すべて一般社団法人日本建築学会定款、一般規則および支部規定に準拠するものとする。

付 則 この規約は、平成24年11月26日から施行する。